

購入契約書(案)

品目及び数量 災害用医療資材 一式

契約金額 _____ 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)

納入期限 令和6年3月31日

(分納期間)

納入場所及び納入方法 福島県立南会津病院
(福島県南会津郡南会津町永田字風下14-1)

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県立南会津病院」を甲とし、受注者「
」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し

若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期限内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期限内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると

き。

へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第12条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約外の事項）

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 福島県南会津郡南会津町永田字風下14-1

氏 名 福島県立南会津病院 印

代表者 院長 松井 遵一郎

乙 住 所

氏 名

代表者

仕様書

1 品目及び数量	
災害用医療資材	1式
2 規格	
サンコー薬品 【災害用医療資材JM-3】 ※同等品以上でも可	1式
【内訳】	
別紙のとおり	

※同等品とは、【災害用医療資材JM-3】に含まれている資材、規格が全て網羅されているものをいう。

3 納搬入、設置条件及び調整等に関すること

(1) 納入に係る一切の費用については、落札者の負担とする。

(2) 納入機器は当院が指定する院内の場所に搬入、調整し、転倒防止策を講じた上、納品すること。

また、搬入、納品を行う際は、当院の希望に沿うように日程調整を行うこと。

4 保守体制に関すること

(1) 当院から要請があった場合は、迅速な保守サービスができる体制であること。

(2) 機器の部品は準備し、適正な価格で提供すること。

災害用医療資材 JM-3

(例)

<イメージ写真>



<参考構成>

名称	箱外付属品	数量	色分
1号箱	人工蘇生器 (1台) 心肺蘇生用背板 (1枚)	1	赤
2号箱	陰圧式固定具 (1組)	1	赤
3号箱		1	赤

ケース寸法	695 x 510 x 245mm
ケース材質	ジュラルミン

- ・治療器具は、感染予防を考慮し滅菌処理済み。
- ・3箱のジュラルミンケースで構成され、1号・2号・3号と表示。
- ・ケースは、手さげ、背負いの両用仕様で、救急現場への速やかな搬送が可能。
- ・人工蘇生器 (1台)、心肺蘇生用背板 (1枚)、陰圧式固定具 (1組) が箱外付属。

<取り扱い>

サンコー薬品株式会社

〒144-0045 東京都大田区南六郷 2-28-4

TEL:03-3732-4678 (代表) FAX:03-3733-0292

(1511) 災害用医療資材(JM-3)

1号箱

No	区分	品名	規格	数量	単位
1	診断用具	血圧計	メーター式(ケース入)	1	個
2		聴診器	Wヘッド(ケース入)	1	個
3		打診器	テイラー式	1	個
4		ペンライト	瞳孔ゲージ付(アルカリ単IV電池・2個)	2	本
5		電子体温計	デジタル表示付	2	個
			ボタン電池SR-41	2	個
6		照明付舌圧子	スキャラ付(舌圧子,耳,細部用)アルカリ単IV電池2個	1	個
7	ハイトステック	舌圧子・開口器兼用	2	本	
8	連絡用具	連絡カード	救急用	30	枚
9		ボールペン	黒	2	本
10		識別バンド	黄・赤・緑(3色1組)	10	組
11		サインペン	赤・黒各1	2	本
12		メモ用紙	白	2	冊
13	蘇生吸引用具	自動蘇生器	人工蘇生器 NB-2型(箱外収納) ガスサブライバルブ新規配備	1	組
14		心肺蘇生用背板	CPRボード(箱外収納)	1	個
15		手動式蘇生器	シリコンサシテター(成人用マスク・1リザーバーバック付)	1	組
16		エアウェイ	ハーマン(6サイズ)	6	本
17		レスキューマスク(口対口)	(一方弁付)	1	個
18		レサコ(口対口)		2	個
19		手動式吸引器	本体	1	個
	吸引カテーテル		1	本	
20	挿管用具	気管内チューブ	カフ付 5,6,7,8mm 各1	4	本
21		気管切開チューブ	7,7.5,8,mm	3	本
			9mm	1	本
22		鼻用エアウェイ	6,7,8,9mm 各1	3	本
23		吸引カテーテル	FR10・16 各2	4	本
24		ネラトシカテーテルシリコン製	No.4,6,8 各1	3	本
25		チーマンカテーテル	FR12/14 スタイレット付	2	本
26		喉頭鏡	マッキントッシュ成人用(アルカリ単II電池2個)	1	本
27		カフシリンジ	20cc	2	本
28		開口器	エスマルビ	1	個
29		舌鉗子	コラン式	1	個
30		マキル鉗子	ステンレス 大	1	個
31		気管切開用具	洗浄用胃管	栄養カテーテル 12・16FR	2
32	気管切開セット		止血鉗子(コッヘル・ヘアン) 14cm 各2	4	本
			ピンセット(有鉤・無鉤)13cm 各2	4	本
			単鋭鉤 17cm	2	本
			外科剪刀(両鈍曲) 14cm	1	本
			扁平鉤 170×5×12mm	2	本
			メス尖刀 No.11	3	本
			持針器・マチューク 16cm	1	本
			糸付縫合針(2-0 白)	10	袋
			ケース 24×18×4cm	1	個

1号-2

No	区分	品名	規格	数量	単位
33	補助用具	緊急気管切開セット	トラヘルパーNo.10	1	組
34		洗浄綿		30	包
35		滅菌ガーゼ	5枚入	30	袋
36		デイスポタオル	100枚	1	箱
37		絆創膏	1.2cm,5cm 各5	10	巻
38		手術用手袋	7/7.5 各2	4	双
39		救急剪刀	フェザー	2	本
40	外科用具	外科縫合セット	持針器・マッチュー 16cm	2	本
			止血鉗子(コッヘル・ヘアン) 14cm 各2	4	本
			止血鉗子モスキート(有鉤・無鉤) 12cm	4	本
			外科剪刀(両鈍反・片尖直) 14cm 各1	2	本
			ピンセット(有鉤・無鉤) 13cm 各2	4	本
			メスホルダー No.3	2	本
			替刃メス No.15	20	枚
			替刃メス No.11	20	枚
			消息子 18cm	1	本
			縫合糸 3-0,5-0,6-0 各5	15	袋
			糸付縫合針(2-0 白)	10	袋
			縫合針 強,弱ワノ No,1,3,5 各1袋	6	袋
			両頭鋭(ホルクマン)1-2/00-0	2	本
			有溝消息子ローセル	1	本
		ケース 27×21×4cm	1	個	
41	注射用具	注射器	2.5ml 22G針付	10	本
42		注射器	5ml 22G針付	10	本
43		注射器	10ml 22G針付	5	本
44		注射器	デイスポ 20ml/針無し	5	本
45		注射針	デイスポ 18/21/23G 各3	9	本
46		駆血帯	井の内式	5	個
47		輸液ロープ	フック付	3	本
48	箱	収納アルミケース	小袋付(JM-3専用ケース)	1	箱

2号箱

No	区分	品名	規格	数量	単位
49	冷却剤	WJT'レッシング'	腕用 10×40cm	2	個
50		WJT'レッシング'	足用 20×45cm	2	個
51		WJT'レッシング'	顔用 30×40cm	1	個
52	輸液	輸液セット	TI-U250P	5	本
53		輸血セット	TB-U800L	3	本
54		輸液セット(小児用)	TK-U200L	3	本
55		翼状針	21G	5	本
56		静脈留置針	20G	5	本
57	眼科・消毒	眼帯	ガーゼ付	10	個
58		洗眼器	アイカップ	3	個
59		点眼棒	3本組	2	組
60		綿棒	50本入	1	袋
61		額帯反射鏡	9cm	1	個
62		捲綿子	咽・鼻用 各2	4	本
63		鼻鏡	和辻式(大・中)	1	本
64		膿盆	21cm	2	個
65		シャベル	9cm	2	個
66		ピンセット	無鉤 23cm	2	本
67		消毒用ハケ	消毒用	2	本
68		薬用石鹸	固形	2	個
69		シート	90×100cm	2	枚
70	骨折用具	ネオプイキャストキット	陰圧固定用(箱外収納)	1	組
71		針金付副子	ウレタン付 大	2	本
72		針金付副子	ウレタン付 中	2	本
73		アルフェンス	2号	3	枚
74		アルフェンス	8号	2	枚
75		アルフェンス	10号	5	枚
76		サムスプリント	ロール型副子	2	個
77		ハイプレスコット	弾力包帯 7.5cm×4.5m 6巻	1	箱
78		ハイプレスコット	弾力包帯 10cm×4.5m 6巻	1	箱
79		プランチューブ'SS	5cm×60cm・10個	1	本
80	プランチューブM	10cm×100cm・10個	1	本	
81	衛生材料	包帯	反巻 3,4,6裂 各3	9	本
82		滅菌三角巾	105×105×m150cm (ロールタイプ)	40	枚
83		絆創膏	1.2cm	24	巻
84		絆創膏	5cm	6	巻
85		網包帯	プレスネット 大・中・小 各1	3	箱
86		救急シート	保温用	2	枚
87		救急包帯	(大) ダーマケア	5	個
88		救急包帯	(小) ダーマケア	5	個
89		救急絆	4サイズ 50枚入	1	箱
90		パッドナフキン	大・中 各2	1	組
91	箱	収納アルミケース	小袋付(JM-3専用ケース)	1	箱

3号

No	区分	品名	規格	数量	単位
92	補助用具	滅菌ガーゼ	5枚入	30	袋
93		タオル	白無地	5	枚
94		脱脂綿	100g	2	袋
95		四角巾	90×90cm	5	枚
96		シート	120×120cm	3	枚
97		ディスポ手袋	プラスチックグローブサイズL 100枚	1	箱
98		サージカルマスク	50枚入	2	箱
99		救急ガウンセット	3ツ組 フリーサイズ	2	組
100		分娩パック		1	組
101		救急剪刀	19cm	3	本
102		懐中電灯	アルカリ単Ⅱ電池・2個	2	本
103		ランタン	アルカリ単Ⅲ電池・4個	1	組
104		アンプルケース	革製ケース	1	個
105		止血帯	多目的	1	本
106		箱	収納アルミケース	小袋付(JM-3専用ケース)	1

